

行政書士会申請取次行政書士管理委員会規則（準則）

（目的）

第1条 この規則は「出入国管理及び難民認定法施行規則」に基づき、_____行政書士会（以下「本会」という。）を通じ、地方出入国在留管理局長（以下「地方入管局長」という。）に対し届出を申し出た行政書士及び届出済行政書士（以下「届出者等」という。）の管理につき必要な事項を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

（申請取次行政書士管理委員会の設置）

第2条 日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会（以下「日行連管理委員会」という。）規則第2条の2の規定に基づき前条の目的を達成するため、本会に、申請取次行政書士管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（職務）

第3条 委員会は第1条の目的を達成するため次の職務を行う。

- 一 届出の審査
- 二 届出者名簿及び抹消・懲戒者等連絡書（以下「届出者名簿等」という）の作成及び管理
- 三 地方入管局長への届出者名簿等の提出及び届出済証明書の返還並びに地方入管局長からの新届出済証明書の受領
- 四 届出者等が都道府県知事より「業務禁止」または「業務停止」等の懲戒処分を受け又は本会による「廃業の勧告」若しくは「会員権停止」の処分がされた場合、またその処分が効力を失った場合の地方入管局長及び日行連管理委員会への通知
- 五 申請取次業務禁止勧告処分若しくはは

申請取次業務是正勧告処分がされた場合又は申請取次業務禁止勧告処分が効力を失った場合の地方入管局長及び日行連管理委員会への通知

六 受付拒否者又は申請取次業務禁止勧告処分若しくは申請取次業務是正勧告処分に係る聴聞手続の実施

七 地方入管局長からの届出者等に係る照会及び情報提供への対応

八 前各号に関連する事業及び事務

2 委員会は、前項第二号及び第三号の事務を本会事務局職員に行わせることができる。

（受付拒否事由）

第4条 委員会は、申請取次の申出を行った者が次の事由のいずれかに該当する場合には、受付を拒否するものとする。

一 届出を申し出た者が単位会に所属していない場合。

二 日行連管理委員会が指定する研修を受講していない場合。

三 届出手続のために求められている必要書類を単位会に提出しない場合。

四 外国人の入国・在留手続に関し、都道府県知事による戒告又は所属単位会長による会員権停止処分若しくは廃業勧告処分を受けたことがあること。ただし、これらの処分の時から三年を経過した場合はこの限りではない。

五 外国人の入国・在留手続に関し、都道府県知事による業務禁止又は業務停止処分を受けたことがあること。ただし、当該処分の時から五年を経過した場合はこの限りではない。

六 外国人の入国・在留手続に関し、刑事裁判で有罪判決を受けたことがある場合。ただし、刑の言渡しが効力を失っている場合において、当該有罪判決の原因

となった犯罪の時点で届出済行政書士でなかった者について、委員会において、申請取次業務に関し不正行為を行うおそれがないと認めるとき、又は当該有罪判決の原因となった犯罪の時点で届出済行政書士であった者について、刑の言渡しが効力を失ってから五年を経過し、かつ委員会において、申請取次業務に関し不正行為を行うおそれがないと認めるときは、この限りでない。

七 届出を申し出るにあたり、次のイからニまでのすべての事項を誓約していない場合。

イ 許可を受けさせることを目的として、資料の内容が偽りであると知りながら提出しないこと。

ロ 申請内容に係る虚偽の説明を行わないこと。

ハ 申請人又は入管法上の代理人から直接依頼を受けることなく、第三者を介して依頼を受けた申請を取り次がないこと。

ニ 届出後、受付拒否事由に該当した場合は、直ちに届出済証明書を所属単位会を通じ地方入管局長に返還すること。

八 過去の届出の申し出時に前号イからニまでの事項に誓約しているときは誓約事項に違背したことがある場合。ただし、誓約事項に違背した時から三年を経過した場合はこの限りではない。

九 行政書士法及び関係法令並びに本会会則、規則等に違背したことが判明した場合。

2 現に届出済証明書を有する者からの届出の受付を拒否する場合には、聴聞を行うものとし、届出済証明書を所持しない者からの届出の受付を拒否する場合には、同時に

その理由を示すものとする。

3 委員会は、受付拒否を行った場合、その旨を日行連管理委員会にこれを報告する。

4 受付を拒否された者は、日行連管理委員会に異議の申立てを行うことができる。

(申請取次資格の喪失)

第5条 届出済行政書士が、日本行政書士会連合会より、登録を取消され、又は登録を抹消された場合、申請取次資格を喪失する。

2 委員会は、申請取次資格を喪失した者に係る事項を地方入管局長及び日行連管理委員会に報告する。

3 第1項に該当する者は、届出済証明書を所属単位会経由にて地方入管局長に返還する。

(申請取次業務禁止勧告)

第6条 届出済行政書士が、外国人の入国・在留手続に関し、刑事裁判で有罪判決を受けた場合、委員会は、三年以内の期間を定めて申請取次業務の禁止を勧告するものとする。ただし、刑の言渡しがその効力を失っている場合はこの限りではない。

2 届出済行政書士が、次条に規定する業務の是正勧告を受けたにもかかわらず、相当の期間内にその是正をしない場合には、委員会は、三年以内の期間を定めて申請取次業務の禁止を勧告するものとする。

3 委員会は、申請取次業務の禁止を勧告しようとする場合には、聴聞を行う。

4 委員会は、申請取次業務の禁止を勧告した場合、その旨を地方入管局長及び日行連管理委員会に通知する。

5 申請取次業務の禁止を勧告された者は、日行連管理委員会に異議の申立てを行うことができる。

6 申請取次業務の禁止を勧告された者が、前項の異議の申立てを行わない場合、又は異議の申立てに理由がないと裁決された場

合には、届出済証明書を所属単位会経由にて地方入管局長に返還する。

(申請取次業務是正勧告)

第7条 委員会は、次のいずれかに該当する場合は、申請取次業務の是正を勧告するものとする。

- 一 届出有効期間内に届出者等の外国人の入国・在留手続に関する不正行為等があった場合。
 - 二 その他届出有効期間内に申請取次行政書士たるにふさわしくない非行があった場合。
- 2 申請取次業務の是正を勧告しようとする場合には、聴聞を行う。
- 3 委員会は、申請取次業務の是正を勧告した場合、その旨を地方入管局長及び日行連管理委員会に通知する。また、是正の勧告に至らなかった場合には、その理由を地方入管局長及び日行連管理委員会に報告する。

(届出済証明書の返還)

第7条の2 次のいずれかに該当する場合は、届出済行政書士は届出済証明書を所属単位会を通じ地方出入国在留管理局に返納するものとする。

- 一 行政書士法第16条の5（行政書士の入会及び退会）第3項に該当するに至った場合。
- 二 行政書士法第14条（行政書士に対する懲戒）第二号及び第三号の規定による業務停止、又は業務禁止の処分を受けた場合。
- 三 届出後、第4条に規定する受付拒否事由に該当するに至った場合。
- 四 申請取次業務の禁止を勧告された者が、第6条第5項の異議の申立てを行わない場合、又は異議の申立てに理由がないと裁決された場合。

(組織)

第8条 委員会は、委員____名以内とし、会長が委嘱する。

2 委員会の委員長は委員の互選による。

(任期)

第9条 委員の任期は、会長の任期と同一とする。

(招集)

第10条 委員会は毎月1回開催することを原則とするが、必要がある場合にはその都度臨時に開催することができる。なお、委員会は委員長が招集する。また、会長、担当副会長はいつでも委員会に出席し、意見を述べることができる。

(審議の方法及び決議)

第11条 審議は持ち回り、書面、ファックス、電子メール等適宜の方法で行うことを妨げない。但し、決議は全会一致を原則とする。また、委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第12条 委員は、その在任中に職務上知り得た届出者等に関する情報について、退任後においても、これを他に開示・漏洩してはならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるものの他、必要な事項については委員会において別途定めることができる。

2 この規則等に定めのない事項については、会則の規定を準用する。

(聴聞手続)

第14条 聴聞手続については、行政書士法に係る聴聞等手続規則の例による。

※平成 26 年 7 月 17 日理事会にて改定

※平成 30 年 11 月 14 日理事会にて改定

※令和元年 11 月 13 日理事会にて改定